

議案第 49 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 7 月 29 日

三朝町長 松浦弘幸

- |          |   |
|----------|---|
| 1 財産の内容  | 消防ポンプ自動車 1台                                     |
| 2 契約の相手方 | 鳥取県倉吉市越中町 1740 番地 8<br>有限会社 岩谷ポンプ<br>代表取締役 福田和章 |
| 3 取得価格   | 28,820,000 円                                    |
| 4 取得の目的  | 老朽化した消防ポンプ自動車の更新整備                              |